

「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定（中間案）について

地球温暖化対策課

1 改定の経緯

令和3年10月に国の地球温暖化対策計画及び政府実行計画が改定されたことをふまえ、三重県地球温暖化対策総合計画（以下、「計画」という。）の改定を進めるため、令和4年3月に環境審議会に諮問を行い、三重県地球温暖化対策総合計画部会において検討を重ね、中間案を取りまとめました。

2 主な改定の内容

（1）区域（三重県域）から排出される温室効果ガスの削減

①削減目標

現状（2019年度）の三重県内の温室効果ガス排出量は、2013年度と比べて12.4%の減少となっています。

区域における削減目標については、国の対策による削減効果と県独自の対策による削減効果を積み上げて設定し、2030年度において2013年度比**47%削減**（現計画30%削減）を目標とします。（表1のとおり）

表1 区域における削減目標

（単位：千t-CO₂）

区分	2013年度 (基準年度)	2030年度 BAU (A)	削減量		2030年度 排出量 (=A-B-C)	県の削減 目標 (2013年 度比)	【参考】 県の削減 目標(現行) (2013年 度比)	【参考】 国の削減 目標 (2013年 度比)
			国の対策 (B)	県の対策 (C)				
二酸化炭素 (CO ₂)	25,953	24,034	7,447	2,237	14,350	-45%	-28%	-43%
産業部門	13,556	13,227	3,898	1,530	7,799	-42%	-24%	-38%
業務その他部門	3,372	2,531	1,122	257	1,152	-66%	-49%	-51%
家庭部門	2,949	2,277	1,120	184	973	-67%	-49%	-66%
運輸部門	3,827	3,807	1,149	210	2,448	-36%	-18%	-43%
エネルギー転換部門	368	410	14	55	341	-7%	-19%	-47%
工業プロセス部門	1,295	1,153	14	—	1,139	-12%	-12%	—
廃棄物部門	586	629	130	1	498	-15%	-17%	—
非エネルギー起源CO ₂	—	—	—	—	—	—	—	-15%
メタン (CH ₄)	249	238	23	—	215	-14%	-19%	-11%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	580	577	10	—	567	-2%	-5%	-17%
代替フロン等4ガス	515	1,132	777	—	355	-31%	-40%	-44%
合計	27,298	25,980	8,257	2,237	15,486	-43%	-28%	-42%
吸収源対策	—	—	—	—	-950	—	—	(-0.48億 t-CO ₂)
合計(吸収源対策含む)					14,536	-47%	-30%	-46%

◎改定に伴い強化する取組

- 大規模事業所の自主的取組の促進（アドバイザー派遣）
- 県内企業の脱炭素経営に向けた取組への支援
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 自家消費型太陽光発電設備の導入促進
- 省エネ家電の一層の普及促進（協力店舗登録制度）
- 次世代自動車の普及促進
- 市町における脱炭素への取組の促進

②促進区域の設定に関する三重県基準

地球温暖化対策推進法の改正により、令和4年4月から地方公共団体実行計画制度が拡充され、環境への適正な配慮と地域での合意形成が図られた、地域に貢献する再生可能エネルギーの導入を促進するため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれました。

この制度では、市町は地方公共団体実行計画において、地域脱炭素化促進事業の目標、その対象となる区域（促進区域）、促進区域で整備する再生可能エネルギー施設の種類や規模等を定めることが可能となりました。

また、都道府県は、市町の促進区域の設定に関して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮するための基準を定めることができるようになりました。

このことから、三重県では本計画の目標達成に向けて、市町の動向や専門家の意見を聴取し、三重県基準を策定しました。

- 太陽光発電施設を対象とし、促進区域の設定に関する三重県基準を策定
- 基準には、環境保全上重要な地域について、促進区域からの除外等を規定

（2）気候変動への適応

三重県は南北に縦長で、平野部、盆地部、山地部と地形の複雑さから、多様な地域気候特性があり、気候変動の影響は、地域の地理的特性や社会経済条件等によって大きく異なります。

このため、県民、事業者及び行政が気候変動やその影響について理解を深めていただき、具体的な行動に繋げていただくため、三重県における適応策の基本的な考え方や適応策の推進に関する基盤的施策（情報収集、普及啓発、体制の確保）等について記載しました。

（3）県の事務事業より排出される温室効果ガスの削減

現状（2021年度）の県の事務事業（三重県が実施する事務・事業）における温室効果ガス排出量は、2013年度と比べて16.5%の減少となっています。

削減目標については、国の政府実行計画における削減目標（50%削減）をふまえ、2030年度において2013年度比**52%削減**（現計画40%削減）することをめざします。

ただし、今後も施設の拡張等が見込まれる流域下水道事業（県土整備部）及び水道・工業用水道事業（企業庁）については、別途削減目標を設定するなど、削減に向けた取組を行ってまいります。

表2 県の事務事業における削減目標

(単位：t-CO₂)

	2013年度 排出量 (基準年度)		2030年度		【参考】 県の削減目 標(現行)	【参考】 国の削減目 標
			目標排出量	基準年度比		
電気	38,711	58,930	28,286	<u>-52%</u>	-40%	-50%
公用車燃料	7,601					
庁舎使用燃料等	11,511					
その他(水田の耕作、家畜の飼養等)	1,107					

	2013年度 排出量 (基準年度)	2030年度
流域下水道事業(県土整備部)	26,115	別途
水道・工業用水道事業(企業庁)	27,356	別途

◎改定に伴い追加又は強化する取組

- 県有施設全体に2030年度までにLED照明を導入
- 公用車の新規導入・更新時の電動化
- 県有施設への自家消費型太陽光発電設備の最大限の導入
- PPA※モデル等を活用した再生可能エネルギーの導入促進
- 県有施設で調達する電力の一定割合を再生可能エネルギー電力とする取組
- 新規建築物については、原則40%以上の省エネ等を実施

※Power Purchase Agreement(電力販売契約)モデルの略称であり、電力需要家が保有する施設の屋根や遊休地に電力販売事業者が発電設備を設置し、発電した電力を電力需要家が施設使うことで、初期投資なしに再生可能エネルギーによる自家消費を行うことができる仕組み